

バーチャルオフィス1利用規約

第1条（目的）

本規約は、運営者（次条において定義する。）が提供するバーチャルオフィスサービス（次条において定義する。）の利用に関して必要な条件を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定める通りとする。

- (1) 「運営者」とは、株式会社ナレッジソサエティをいう。
- (2) 「バーチャルオフィスサービス」とは、運営者が提供するバーチャルオフィス1での住所利用、法人登記、郵便物の受取・保管・転送及びその他のサービスのことをいう。
- (3) 「会員」とは、運営者に対してバーチャルオフィスサービスに申込みを行い、所定の審査を経て承認を受け、バーチャルオフィス1の会員資格を付与された者をいい、以下のとおり区分される。
 - (a) 「個人会員」とは、会員資格を付与された者のうち、個人としてバーチャルオフィスサービスを利用する者をいう。
 - (b) 「法人会員」とは、会員資格を付与された者のうち、法人としてバーチャルオフィスサービスを利用する者をいう。
- (4) 「サイト」とは、運営者が提供するウェブサイトをいう。
- (5) 「マイページ」とは、運営者が提供する会員専用のウェブサイトをいう。
- (6) 「申込フォーム」とは、サイトにある入会申込のフォームをいう。
- (7) 「会員情報」とは、会員の属性に関する情報で、会員が運営者に提出、開示したもの及び運営者が業務運営上で知り得たものをいう。
- (8) 「営業日」とは、運営者が業務を行う日をいう。なお、詳細はサイト及びマイページに掲載する。
- (9) 「営業時間」とは、営業日のうち、運営者が業務を行う時間をいう。なお、詳細はサイト及びマイページに掲載する。
- (10) 「提供住所等」とは、運営者がバーチャルオフィスサービスの一環として会員に対して提供する住所、電話番号等をいう。
- (11) 「反社会的勢力等」とは、暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者をいう。
- (12) 「利用開始日」とは、会員が申込時に利用開始日として指定した日をいう。但し、以下に掲げる日のいずれかがこれよりも早い場合には、当該日を利用開始日とする。
 - (a) ホームページ等に提供住所等を記載し、公開した日
 - (b) 会員が対外的な取引にあたって、提供住所等が記載された書面等を発行した日
 - (c) その他、運営者が提供住所等の対外的な利用に該当すると判断した日

第3条（本規約の適用関係等）

1. 本規約はバーチャルオフィスサービスを利用する全ての会員に適用される。
2. 本規約の他にバーチャルオフィスサービスに関する個別の利用規約が存在し、両規約間に齟齬が生じた場合は、個別の利用規約を優先する。

3. 本規約は、運営者と会員の間で利用契約前に交わされた全ての書面、口頭による合意又は了解事項に優先する。

第4条（本規約の変更）

1. 運営者は、本規約を予告なく変更することができる。
2. 運営者は、本規約を変更したときは、マイページにおいて変更事項を連絡する。
3. 変更後の本規約は、運営者が別途定める場合を除いて、マイページに表示した時点より効力を生じる。
4. 会員が本規約の変更の効力が生じた後、バーチャルオフィスサービスを利用した際には、変更後の本規約の全ての記載内容に同意したものとみなす。

第5条（会員情報の取扱）

1. 運営者は会員情報について守秘義務を負い、原則として、会員情報を会員の事前の同意無く第三者に対して開示しない。但し、次の各号に該当する場合には、運営者は、会員の事前の同意無く会員情報を開示できる。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要があつて、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (5) 本規約第24条に基づき、運営者がバーチャルオフィスサービスの再委託を行う場合
2. 会員情報については、サイト又はマイページに表示するプライバシーポリシーに従い、運営者が適切に管理し、取り扱う。
3. 運営者は、会員情報について、バーチャルオフィス運営以外の目的には使用しない。

第6条（入会申込）

1. バーチャルオフィスサービスを受けようとする者は、本規約の内容が契約内容となることを承諾の上、サイト上の申込フォームに必要事項を記載して、運営者に入会の申込みをする。
2. 個人会員としての入会申込みを行う場合、別途定める公的書類等を申込フォームより提出する。
3. 法人会員としての入会申込みを行う場合、別途定める公的書類等を申込フォームより提出する。
4. 入会後に新たに設立する法人での利用を検討している場合には、個人会員としての入会申込みを行い、別途定める公的書類等を申込フォームより提出する。なお、法人設立後の契約形態変更の手続きについては本規約第14条及び別途の方法により定める。

第7条（入会審査）

1. 入会審査に合格した申込者のみがバーチャルオフィスサービスを利用することができる。

2. 入会の可否にかかわらず、提出書類の返還は行わず、また審査結果の内容も開示しない。なお、申込者から提出された情報の取り扱いについては本規約第5条の定めによる。
3. 運営者は、申込者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は入会を拒否する。
 - (1) アダルト、ギャンブル、ネットワークビジネス（連鎖販売取引）、情報商材販売、出会い系サイト、ナイトワーク、麻薬、探偵業、政治活動、宗教活動、労働組合活動、暴力団活動、活動目的が不明瞭な活動、その他運営者が適当でないと判断した活動を行う場合
 - (2) 運営者に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (4) 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして運営者が判断した場合
 - (5) 過去に運営者との契約に違反した者又はその関係者であると運営者が判断した場合
 - (6) 住民票登録、住居用の住所登録としての利用である場合
 - (7) その他、入会を適当でないと運営者が判断した場合
4. 申込者から、定められた期日までに提出書類の提出が無かった場合、入会の申込みは撤回されたものとみなす。

第8条（入会の手続）

1. 申込者は、運営者から入会を承認するメールが届いた場合、運営者はそのメールを当該申込者に対して送信した日の翌日から起算して7日（尚、金融機関の窓口休業日はこの日数に含めない）以内に、運営者が指定する利用料金を運営者の定める方法によって支払う。期日までにその支払いがない場合は、入会の申込みは撤回されたものとみなす。なお、支払方法の詳細はサイトに掲載を行う。
2. サービスの開始は利用料金について入金確認ができたことを前提条件とし、会員が指定した利用開始日に開始するものとする。ただし、当該指定日時点で入金確認ができていない場合は、入金確認が完了した日（最短の営業日）をサービス開始日とし、運営者の定める方法によって通知する。

第9条（契約期間及び更新）

1. 本サービスの最低契約期間は、月払いコースにあつては1ヵ月間、年払いコースにあつては1年間とする。なお、いずれのコースにおいても、利用開始日の属する月については、利用開始日から当該月の末日までをもって1ヵ月間として扱う。
2. 契約期間満了日の1ヵ月前までに、会員から第12条に定める解約の申請、又は運営者から更新しない旨の通知のいずれもなされなかった場合、本契約は従前と同一のコースで自動的に更新（延長）されるものとし、以後も同様とする。
3. 運営者が更新を拒絶する場合には、原則として、契約期間満了時の1ヵ月以上前に、会員に対して更新しない旨を通知するものとする。

第10条（利用料金の支払）

1. 会員は、契約期間中の利用料金及び自動更新された場合の以降の利用料金等を、運営者が別途定める支払期日までに、運営者が指定する方法により支払うものとする。
2. 運営者の誤請求等による場合を除き、一度入金した利用料金等は、一切返金しない。

第 11 条（コース変更）

会員は、バーチャルオフィスサービスの契約コースの変更を希望する場合、マイページより手続きを行う。但し、次の各号で定める通り、変更や返金が出来ない場合もある。

- (1) 年払いコースで入会し、最低契約期間満了前に利用料金の総額が少ない年払いコースに変更する場合、差額の返金出来ない。
- (2) 年払いコースで入会し、最低契約期間満了前に利用料金の総額が多い年払いコースに変更する場合は、最低契約期間の残存期間分の差額を支払うことによって、変更することができる。
- (3) 年払いコースで入会した場合、最低契約期間満了前に月払いコースに変更することは出来ない。
- (4) 年払いコースで入会し、最低契約期間満了後に月払いコースに変更する場合はマイページより最低契約期間満了日の1ヵ月前までに変更申請を行うことでコース変更ができる。
- (5) 月払いコースで入会し、最低契約期間満了前に利用料金の総額が少ない月払いコースに変更する場合、差額の返金出来ない。
- (6) 月払いコースで入会し、最低契約期間満了前に利用料金の総額が多い月払いコースに変更する場合は、最低契約期間の残存期間分の差額を支払うことによって、変更することができる。
- (7) 月払いコースで入会し、年払いコースに変更する場合はマイページより最低契約期間満了日までに変更申請を行うことでコース変更ができる。但し、最低契約期間は月払いコースの最低契約期間満了日の翌月から1年間となる。

第 12 条（バーチャルオフィスサービスの解約）

会員は、バーチャルオフィスサービスの解約を希望する場合、マイページから手続きを行う。但し、次の各号で定める通り、変更や返金が出来ない場合もある。

- (1) 年払い、月払いコースのいずれも最低契約期間満了前に解約する場合、差額の返金は一切行わない。
- (2) 年払いコースで入会した会員には、最低契約期間満了日の2ヵ月前に運営者が定める方法によって通知し、解約を希望する場合は1ヵ月前までにマイページから解約の申請を行うことで、解約の申請を行うことができる。但し、法人会員が解約を希望する場合は、最低契約期間満了日の1ヵ月前までに、提供住所に登記がないことを証明する書類を添付しなければならず、期日までに提出されない場合、契約は自動更新となる。
- (3) 月払いコースで入会した会員は、解約を希望する場合は1ヵ月前までにマイページから解約の申請を行うことで、解約の申請を行うことができる。但し、法人会員が解約を希望する場合は、解約を希望する月の1ヵ月前までに、提供住所に登記がないことを証明する書類を添付しなければならず、期日までに提出されない場合、契約は自動更新となる。
- (4) 提供住所に登記がないことを証明する書類とは、提供住所に登記していないことを証明する履歴事項全部証明書、提供住所から本店を移転したことを証明する履歴事項全部証明書、又は清算終了登記後に取得した閉鎖事項全部証明書であり、法人の休眠や解散では解約の申請は承認できない。

- (5) いずれのコースで入会した会員も、解約を希望する場合、提供住所等を契約期間満了日までにインターネット上、名刺、パンフレット等から全て削除、破棄しなければならない。

第13条（譲渡禁止）

1. 会員資格は、入会を承認された者（法人契約の場合は、代表取締役、代表社員等の代表権を有する者）のみに付与されるものとし、その譲渡（合併、会社分割、事業譲渡及び法人代表者の変更等による場合を含む）は禁止する。但し、法人会員の代表者変更の場合で事前の審査の結果、運営者が認めた場合はこの限りでない。
2. 会員資格について、質権の設定その他の担保に供する等の行為は一切禁止する。

第14条（契約内容の変更）

1. 会員は、次の各号に掲げる場合には、マイページから必要書類の提出等を行い、運営者の許諾を受けなければならない。
 - (1) 個人会員において、新規で法人を設立し法人会員に変更する場合
 - (2) 法人会員において、その商号を変更する場合
 - (3) 法人会員において、会員資格を得た代表者を変更する場合
 - (4) 個人会員・法人会員において、事業内容を変更する場合
 - (5) 個人会員・法人会員において、住所、郵便転送先を変更する場合
2. 前項の変更にあたっては、マイページの該当情報を変更し、別途定める必要書類をデータにてアップロードする。なお、所定の手続きが終わるまでは、バーチャルオフィスサービスは一時的に休止される。

第15条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間はサイトやマイページで掲載するものとし、地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により営業予定日にやむを得ず閉館する場合は電子メール等で連絡する。

第16条（サービスの提供）

1. バーチャルオフィスサービスのうち、提供住所等の利用及び法人登記にかかるサービスについては、契約期間中、常時提供されるものとする。会員は、郵便物等の受取実績の有無にかかわらず、提供住所等を利用又は登記している事実をもって、継続してサービスの提供を受けているものとみなす。
2. 前項にかかわらず、郵便物等の受取・保管・転送業務、各種問い合わせ対応等、運営者の人的な対応を伴う業務については、運営者が別途定める営業日の営業時間においてのみ提供するものとする。
3. 運営者と会員の連絡は電子メールによるものとし、会員はバーチャルオフィスサービスの提供を受ける基礎的環境として、自己の責任において、パーソナルコンピュータ又は携帯電話等による電子メールの利用環境を整える。

第17条（提供住所等の利用制限）

会員は、バーチャルオフィスサービスを利用するに際し、提供住所等を、個人事業主又は法人としての住所として利用しなければならず、日本郵便株式会社に対し、提供住所等からの転居届を提出してはならない。

第 18 条（郵便物等の取扱）

1. 全ての会員は郵便物の受取、保管、転送等のサービスを利用することができる。
2. 郵便物の受取、保管、転送等のサービスは「郵便物等の取扱に関する利用規約」の定めによる。

第 19 条（郵便物受取ポストサービスの利用）

1. 会員は別途オプション料金を支払うことで、郵便物受取ポストサービスを利用することができる。
2. 郵便物受取ポストサービスは「郵便物受取ポスト利用規約」の定めによる。

第 20 条（電話転送サービスの利用）

1. 会員は別途オプション料金を支払うことで、電話転送サービスを利用することができる。
2. 電話転送サービスは「電話転送サービス利用規約」の定めによる。

第 21 条（会議室の利用）

会員は別途定められた「貸会議室利用規約」に従い会議室の利用ができる。

第 22 条（バーチャルオフィスサービスの休止・廃止）

1. 運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に事前に（緊急を要する場合は事後に）通知することにより、バーチャルオフィスサービスの全部又は一部の提供を休止又は廃止することができる。その場合、登記移転等の手続きに要する費用その他の関連費用はすべて会員の負担とし、運営者は名目の如何を問わず、補償、損害賠償等の一切の費用負担を行わないものとする。
 - (1) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、感染症の蔓延（パンデミック）などの不可抗力によりバーチャルオフィスサービスの運営ができなくなった場合
 - (2) 運営者がやむを得ない事由により移転する場合
 - (3) サイト、マイページその他の本サービスにかかるコンピューター・システムの保守点検又は更新を定期的又は緊急に行う場合
 - (4) コンピューター、通信回線等が事故や第三者からの不正アクセス等により停止した場合
 - (5) 運営者が利用する建物の建て替え、大規模修繕、または貸主との賃貸借契約の終了等により、提供住所等の利用が困難となった場合
 - (6) 法令による規制、司法命令、行政指導等により本サービスの提供が困難となった場合
 - (7) その他、運営者が休止又は廃止を必要と判断した場合
2. 運営者はバーチャルオフィスサービスの内容を変更、又は提供を終了することができる。その場合、登記移転等の手続きに要する費用その他の関連費用はすべて会員の負担とし、運営者は名目の如何を問わず、補償、損害賠償等の一切の費用負担を行わないものとする。

第 23 条（会員資格の停止及び強制退会処分）

1. 運営者は、会員が次の各号に該当すると判断した場合、理由の如何を問わず、会員への事前の通知又は催告を要せず、会員資格を一時停止し、又は会員資格を剥奪して強制退会処分とすることができる。
 - (1) 本規約又はこれに関連する規約に違反した場合
 - (2) 犯罪収益移転防止法の規定による住所確認ができない場合
 - (3) 本規約第7条第3項各号に該当することが判明した場合又は事後的にこれらに該当した場合
 - (4) 申込書に記載された事業内容以外の事業を無断で行った場合
 - (5) 利用料金や立替金、契約金、郵便料金等の支払期日を遅延した場合
 - (6) 登録された緊急連絡先や登録されたメールアドレスに連絡が取れない場合
 - (7) 運営者や他の会員の信用を毀損し又はこれらの者に損害を与えた場合
 - (8) 利用状況や被害の申出等から、法令に違反する行為又は犯罪行為に関連することが疑われる場合
 - (9) 公序良俗に反した行動があった場合
 - (10) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合
 - (11) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為があった場合
2. 強制退会処分により会員資格を剥奪する場合は、当該会員の届け出た連絡先にメールにて、その効力発生日を記載して通知して行う。
3. 運営者は、効力発生日をもって当該会員に対する全てのバーチャルオフィスサービスの提供を終了することができる。また、強制退会処分によって当該会員に基本利用料等の未利用分の料金が発生しても、その返金は行わない。さらに、当該処分により会員に損害が生じた場合であっても、運営者は名目の如何を問わず、補償、損害賠償等の一切の費用負担を行わないものとする。
4. 第2項に定める通知を受けた会員は、提供住所等をインターネット上、名刺、パンフレット等に記載している場合は、効力発生日までにその全てを削除、破棄しなければならない。
5. 第2項に定める通知を受けた会員は、提供住所を登記に使用している場合は、効力発生日までにその変更又は抹消の登記を行わなければならない。
6. 第4項及び前項に定める事項が効力発生日までに履行されなかった場合、運営者は下記金額の合計額を当該元会員に請求することができる。
 - (1) 効力発生日の翌日から第4項及び前項に定める事項の履行日までの間、当該元会員がバーチャルオフィスサービスの利用を継続していた場合に運営者に対して支払うべき利用料金
 - (2) 前号の利用料金について、当該元会員がバーチャルオフィスサービスの利用を継続していた場合の約定による支払日の翌日から第4項及び前項に定める事項の履行日まで年14.6%の割合による遅延損害金
 - (3) 違約金として金6万円
7. 強制退会処分となった元会員が効力発生日において運営者に対して負担する残債務については、その全額を運営者が指定する支払期日までに支払う。支払期日までに全額が支払われない場合は、その未払金額について支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を合わせて支払わなければならない。

1. 運営者は、バーチャルオフィスサービスの提供に関して、必要となる業務の全部又は一部を運営者の判断によって第三者に提供することができ、委託先に対し、委託業務遂行に必要な義務を負わせる。
2. 運営者は、委託先の故意又は重大なる過失により会員が被った損害については、責任を負わない。

第 25 条（免責）

1. 運営者は会員に対し、バーチャルオフィスサービスに関連して会員が被るいかなる損失、損害についても、運営者の故意又は重大な過失に基づいて発生した損失・損害を除き、一切の責任を負わない。
2. 第 1 項に基づき運営者が負う損害賠償責任の範囲は、損害発生前 1 年以内に受領した利用料金の総額を限度とするものとし、また、逸失利益は含まない。
3. 会員は、バーチャルオフィスサービスを事業として又は事業のために利用するものであり、本規約に基づく運営者と会員との間の契約は事業者間の契約となるため、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）は適用されないことを確認する。

第 26 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有する。

第 27 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とする。
2. 本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、令和 4 年 6 月 1 日から実施する。

【令和 4 年 6 月 1 日制定】

【令和 5 年 4 月 24 日改定】

【令和 6 年 4 月 1 日改定】

【令和 8 年 1 月 1 日改定】

【令和 8 年 6 月 1 日改定】